

福島労災病院 医療安全管理指針

1. 福島労災病院医療安全指針

(目的)

この指針は、独立行政法人 労働者健康安全機構 福島労災病院(以下「当院」と言う)における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的な方策および医療事故発生時の対応方法について指針を定め、適切な医療安全管理を推進し、良質で安全な医療の提供に資することを目的とする。

(医療安全管理の基本な考え方)

良質で安全な医療を提供することは、全ての医療従事者の責務であり、病院職員の一人ひとりが医療安全の重要性と必要性を認識し、日々の医療に従事しなければならない。病院は、医療の安全管理と医療事故防止の徹底を図るため、個人の責任追及ではなく医療安全管理システムの問題として捉え、組織的・継続的な体制を構築し、組織横断的に取り組むことを基本姿勢とする。

(職員の責務)

職員は業務の遂行にあたり、患者への医療、看護等の実施、医薬品、医療機器等の取り扱いなど安全な医療を行うよう細心の注意を払うとともに、事故を未然に防ぐための知識・技術を習得しなければならない。

2. 医療安全管理に関する委員会および組織に関する基本方針

(委員会の設置)

当院での医療安全管理体制の確保及び推進のために、医療安全委員会を設置する。医療安全委員会の下部組織として、各部署の安全管理を実践的に行う「医療安全部会」を設置する。委員会は次のような取り組みを行う。詳細は「医療安全委員会規程」「医療安全部会規程」で定める。

- (1) 医療安全委員会の管理及び運営に関する規定を定めること。
- (2) 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め病院長等へ報告すること。
- (3) 重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。
- (4) 医療安全委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。
- (5) 月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。
- (6) 各部門の安全管理のための責任者等で構成されること。委員長は原則として医療安全統括責任者とする。
- (7) 医療安全委員会は、他の医療安全に関する委員会(院内感染対策委員会や薬事委員会等)と連携し、院内全体の医療安全管理体制を確保すること。

以上